

紹介

坂本太郎博士還暦記念会編

日本古代史論集

東大文学名譽教授坂本太郎博士は、去る昭和三十六年十月還暦を迎え、三十七年三月東京大学教授・史料編纂所長の職を退かれた。昭和十年以来、東大において幾多の俊秀を育成され、かつては史学会理事長として、現在学士院会員として、とくに戦後の歴史学界において果された指導的役割については、今更語るまでもない。宝月圭吾教授を代表とする還暦記念会が、博士の専攻される古代史関係の門下生三十二名の論稿を募り、本論集を博士に献呈、その還暦を寿がれたのは、極めて有意義な企てといえよう。以下所収論文の要旨を簡単に紹介する。

「古代氏姓・人名に現われた階級関係」(平野邦雄)は、宝字元年の帰化人賜姓勅から出發して、帰化人の氏姓を考察している。「カモ県主の研究」(井上光貞)は、下鴨系図の史料の価値、カモ県主家とカモ神社・律令国家との関係を論じている。

「伴造・伴部考」(阿部武彦)は、奈良時代における伴造の没落を、伴部と大化前代の政治組織との関連から説明している。「大化二年三月甲申の詔を中心とした墓制について」(尾崎喜左雄)は、大化の薄葬令の実施を群馬県の古墳との関係から解明している。

「大化の群司制について」(関晃)は、改新後の郡司制の成立について、当初国造制と評制とが併存していたことを指摘している。「律令時代の地方政治」(磯貝正義)は、大化改新詔、選叙令の郡領任用規定を考察、選叙令の現実的效果を論じている。

「記注考」(川副武胤)は、古事記の注を原古事記の作者の手になるものと、太安万侶によるものとに区別している。「欽明天皇十三年仏教渡来説の成立」(益田宗)は、仏教渡来が書紀で欽明十三年とされた理由を、書紀編者の立場と関連づけている。

「孝徳紀の史料学的研究」(家永三郎)は、孝徳紀を原史料により信頼できる部分と、編者の作文による部分とに分っている。「伊吉連博徳書考」(北村文治)は、同書を持統朝において博徳が官人考選を目的として述作した私的記録としている。

「日本書紀考証三題」(青木和夫)は、既述野(天智紀)后妃子女(天武紀)撰善言司(持統紀)についての考証である。「小野妹子法華経将来説話について」(飯田瑞穂)は、奈良末期に成立した同説話の性格・内容・作者を考察している。

「大化改新と仏教についての二、三の問題」(仲野浩)は、大化元年八月癸卯の詔を検討、政府の寺院・僧尼に対する規制を論じている。「光明皇后願経五月一日経の書写について」(皆川完一)は、正倉院文書の断簡を整理、同経の書写状況を明らかにしている。

「泰澄和尚伝説考」(下出積孚)は、泰澄和尚伝の内容を平安中期以後のものとし、泰澄を官府的仏教と無関係な民間呪術者とする。「律令官人の序列」(熊弘道)は、公式令朝参行立条における官人序列を検討、統紀以下の国史における官人序列により検証している。

「官人考叙法の一考察」(野村忠夫)は、慶雲三年格制と大宝令制の官人考叙法を対比、結階法のあり方と施行状況を考察している。「散位の研究」(山田英雄)は、大宝令前後の官位制、散位に関する種々の問題を取りあ

げ、続勞銭、写経所等にふれている。

「戸令応分条の成立」(井上辰雄)は、大宝・養老令の規定を比較、当時の実情と関連付け、立法者たる皇室・藤原氏の立場を述べている。

「例」の研究」(虎尾俊哉)は、例を奈良末期に編纂された式的細則集とし、個々の規定は大宝令の制定・施行の初期に治定されたとする。

「律令における雑徭の規定とその解釈」(吉田孝)は、賦役令集解雑徭条から遡及、大宝律令・淨御原令における雑徭の性格を考えている。

「天平六年出雲国計会帳の研究」(早川庄八)は、同帳を符部・移部・解部に分ち、文書の受授・送達方式を明らかにしている。

「和泉監正税帳の復原をめぐる」(井上薫)は、同帳の欠失記載を復原、他の正税帳と比較しつつ、その特色を述べている。

「戊申年について」(下川逸雄)は、統紀神護景雲元年十一月壬寅条に見える戊申年について、諸説を検討したものである。

紹

介

「条里制施行の一形態」(栗原治夫)は、伊賀国阿拝郡の条里を復原、条里制の起源につ

いて考察している。

「律令制村落社会の構造に関する諸問題」(宮本救)は、美濃国戸籍によって、階層構成を中心に村落社会構造を検討している。

「平安初期における用水統制」(亀田隆之)は、公水主義について令文を検討、天長期を中心とする公水制の崩壊とその原因を述べている。

「仁和二年の内宴」(弥永貞三)は、菅原道真の讃岐守左遷の背景として、光孝朝の人事移動、王族・藤原氏・文人派の関係を述べている。

「上卿について」(土田直鎮)は、上卿の語義・行事、官符・官宣旨を宣下した上卿について述べている。

「平安前期の左右近衛府に関する考察」(笹山晴生)は、近衛府の軍事・警察機能の衰退、上級官人と摂関政治との密接化を述べている。「知行国制の起源」(時野谷滋)は、知行国制の起源を御分国制に求め、それが宇多

法皇の料国制において成立し、恒久化したと述べている。

「勸修寺流藤原氏の形成とその性格」(橋本義彦)は、古代末期中流貴族勸修寺流につ

て、門流の形成、実務官僚の面を考察している。(以上下巻)

畑違いの私には、本書の紹介は勉強にはな

ったが、紙数の僅少もあって意を悉さず、執筆者の真意を十分に伝えていないのを恐れる。何人かの執筆者が、講義・卒論・研究会を通じて博士の教を受けたことを記しているのは、本書の性格上不思議ではないが、これが単に常套語でないことは、本書を一読すれば明らかであり、本書の内容は、諸論著や口

伝によって承っている博士の学風と一致している。執筆者の個性の差こそあれ、本書を一貫するのは博士の周到・着実の学風の継承

・発展であり、時に出藍の感ありと云っても、博士や門下の人々に非礼には当るまい。博士が指導された戦後のアカデミズム史学

は、ただならぬ風雪に遭遇し、それを克服して今日の繁栄を見ているが、それを可能ならしめたのは、その厳しい実証的態度であろう。本書の論稿は、多く歴史研究の大前提た

る史実の確定を第一とし、文献学的、制度史的

的研究が中核となり、時には訓詁の類もなしとはいえない。この研究方法には、当今若干の批判も見られるが、執筆者各位も単に制度史

を究極の目的とはせず、より大きな構想を抱いておられようし、かかる基礎的作業を無視して砂上に樓閣を築くことは許されぬ。

博士の学風・学派の発展を壽ぎ、さらに執筆者と同様に博士の御健康を祈りつつ、筆を擱く。(昭和三十七年九月 吉川弘文館刊 A

5判 上巻六一二頁 一六〇〇円 下巻七一二頁 一九〇〇円) (上横手雅敬)

宮内庁書陵部編

圖書寮叢刊 政基公旅引付

私はまずこの史料を読んで、私が今までに見た限られた中世の日記のなかで、これほど面白い日記はないのではないかと思った。そして現地を踏査したいという衝動をとめることは出来なかった。そこで二回にわたり現地踏査を行なった。昨年(昭和)の初秋のことである。

第一日は日根野に慈眼院をたずねて古文書・古地図を拝見し、今はない無辺光院の址を探り、それから土丸城址を左に仰ぎながら、大木の谷に入る。そして会う人ごとに九条政基が起居していた長福寺を尋ねたが知る人はない。中大木の禪寺禅徳寺の門をたたき、ま

た古老の教をえて、長福寺という地名が僅かに残る水田の畦に立った。いわゆる入山田村の入口に当る。文龜三年七月、干魃のため飲料水尽きた村落民が、わずかに残っていた水を求めて押しかけた長福寺の井戸もない。古瓦が出るという。その水田の上に円満寺があり、今は老人達の寄合所である。それから入山田村四ヶケ村の鎮守滝宮に詣る。今は延喜式神明帳にも記載のある火走神社が社名である。第二日は、政基が「しらひけをつたるに落ちる我あせや、七の宝の滝のいとすら」と詠んだ犬鳴山七宝滝寺に古蹟を探る。

このような現地踏査を経て、再びこの日記を読んだが、その時はもうこの日記から面白さが消えて、自然の大きさ強固さと、人間歴史のきびしさが残るだけであった。「政基公旅引付」はそのような内容の日記である。

前関白・准三宮九条政基が都をはなれ、六十才に及ぶ老骨にむちうって家領を護るためにこの山村に四年間住むことの異常さを軸として、父政基に「今日申剋女子出生、旅所為躰毎事省略、今之折節尤無益出生也、口遊殊有隙、可恥可恥」といわれながら生をうけねばならなかった女子の異常さや、母は離別

し、父も盗犯の罪により政基の断罪をうけ、残された一四才、六才、二才の農夫右馬正門の三人の子供が、孤独と飢餓のため山野を泣き歩く異常さ、守護方の捕虜となった百姓から、「どうか守護方の命令をうけ入れてわれわれが助命されるよう計ってほしい」との手紙をうけた村民が「政基公がそれを許さない限り、我々の力ではどうにもならない。捕われたものは身の不運と諦め、村中のものを怨まないでほしい」と暗に村のために死ぬと返事し、事実そうなたたであるう村落生活の異常さが、めぐりにめぐっている守護・國人・農民・根来衆・野伏らがそれぞれ個々にぎりぎりに生きる異状さのなかで、決定的に対立し、いつしか新しい歴史を生んでゆく流れを、政基は自からいみじくも「旅引付」と題して草しているが、まことに王朝貴族の最後の旅にふさわしい内容のものである。

政基公をして京都の能も及ばないと賛歎せしめた農民の念仏風流、紺灰生産とその商品化、佐野市場と市場商人、近郷の農民の關係、水利など多彩な内容を含んでいて、戦国時代における文化史・商業史さらには社会経済史などの貴重な史料を盛りこんでいる。この部